(災害対策特別委員会)

大 規 模災 害 か 5 0 復 興 12 関 以する法 律 案 閣 法 第五 七号)(衆 議 院送付) 要旨

本 法 律 案 は 大 規 模 な 災 害 カコ 5 \mathcal{O} 円 滑 カゝ 0 迅 速 な 復 興 を図 る た め、 政 府 に ょ る 復 興 対 策 本 部 \mathcal{O} 設 置 及 び 復

興 基 本 方 針 \mathcal{O} 策 定、 市 町 村 に ょ る 復 興 計 画 \mathcal{O} 作 成 及 び ک れ に 基 づ < 特 別 \mathcal{O} 措 置 等 に 0 1 て 定 \Diamond ようとする

 \mathcal{O} で あ ý, そ \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} لح お ŋ で あ る。

一 復興に関する組織等

大 規 模 災 害 が 発 生 し た 場 合 に お V て、 当 該 災 害 カュ 5 \mathcal{O} 復 興 を 推 進 す る ため 特 別 \mathcal{O} 必 要 が あ る と 認 \Diamond ると

き は 内 閣 総 理 大 臣 は、 閣 議 に か け て、 内 閣 府 に 復 興 対 策 本 部 を 設 置することができる Ł 0) とす る。 ま た、

政 府 は 当 該 災 害 か 5 \mathcal{O} 復 興 \mathcal{O} た め、 復 興 基 本 方 針 を 定め る ŧ のとする。

二 復興計画等における特別の措置

大 規 模 災 害 を受け た 市 町 村 は、 土 地 利 用 0 再 編 等 に よる 円滑 か 0 迅 速な復興を図る ため、 政 府 \mathcal{O} 復 興 基

本 方 針 等 に 即 して、 単 独 で 又 は 都 道 府 県 لح 共 同 L て 必 要 な 復 興 整 備 事 業 等 を 内 容 とす る 復 興 計 画 を 作 成 で

きる ŧ \mathcal{O} とす る。 また、 復興 計 画 が 所要 0) 協 議 等 を経 た上で公表されたときには、 土 地 利 用 基 本 計 画 \mathcal{O} 変

更 等 が な さ れ た Ł 0 لح 4 な すととも に、 復 興 整 備 事 業 に 係 る 許 認 可 等 \mathcal{O} 要 件 を 緩 和 す る 特 例 等 \mathcal{O} ほ か、 復

興 \mathcal{O} 拠 点 لح な る 市 街 地 を 整 備 す る た \Diamond に 寸 地 \mathcal{O} 復 興 拠 点 市 街 地 形 成 施 設 に 関 す る 都 市 計 画 を 設 け る ŧ

 \mathcal{O}

とする。

三 災 害 復 旧 事 業 等 12 係 る 玉 等 に ょ る 代 行

玉 又 は 都 道 府 県 は、 被 災 L た 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 長 等 か 5 要 請 が あ り、 カゝ つ、 地 域 \mathcal{O} 実 情 を 勘 案 L て 円 滑 か

0 迅 速 な 復 興 \mathcal{O} た \Diamond 必 要 が あ る لح 認 \Diamond る لح き は そ \mathcal{O} 事 務 \mathcal{O} 遂 行 に 支 障 \mathcal{O} な 1 範 开 内 で、 当 該 地 方 公 共 寸

体 等 に 代 わ 0 て 自 5 災 害 復 旧 事 業 等 に 係 る 工 事 を 施 行 す る ŧ \mathcal{O} と し、 ま た、 復 興 を 図 る た \Diamond に 必 要 な 都 市

計 画 \mathcal{O} 決 定 等 に 必 要 な 措 置 をとることが で きる ŧ \mathcal{O} لح す る。

四雑則

1 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 長 等 は 復 興 計 画 \mathcal{O} 作 成 等 \mathcal{O} た 8 必 要 が あ るとき は 関 係 行 政 機 関 \mathcal{O} 長 又 は 関 係 地 方

行 政 機 関 \mathcal{O} 長 に 対 L 当 該 関 係 行 政 機 関 等 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 派 遣 を 要 請 す ること が で きる ŧ \mathcal{O} لح す る。

2 玉 は 大 規 模 災 害 が 発 生 L た 場 合 に お 1 て、 当 該 災 害 か 5 0) 円 滑 カュ 0 迅 速 な 復 興 \mathcal{O} た 8 特 別 \mathcal{O} 必 要 が

あ る と認 め る ときは、 当 該 災 害 \mathcal{O} 規 模 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 状 況 を踏 ま え、 当 該 災 害 0) 発 生 時 に お け る国 及 び 地 方 公

共団体の財政状況を勘案しつつ、別に法律で定めるところにより、 復興のための財政上の措置その他の

措置を速やかに講ずるものとする。

五 施行期日等

こ の 法 律は、 公布の日 から施行するものとする。 なお、この法律の規定は、 平成二十五年四月十二日以

後に発生した災害に適用するものとする。